

○予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成１３年陸上自衛隊訓令第４７号）と予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成２８年防衛省訓令第４４号）の対比表

（下線部分は相違部分）

新規制定する防衛省訓令	廃止する陸上自衛隊訓令
防衛省訓令第４４号 自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７５条の１０第１項並びに第７５条の１３において準用する同法第６９条の２第２項及び第３項、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第１０２条の１３において準用する同令第１０２条並びに自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第６条第４項、第２１条第１項ただし書、第２３条第３項、第２７条の２第２項、第３６条、第５０条、第５６条並びに第９９条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令を次のように定める。 平成２８年５月１８日 防衛大臣 中谷 元 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令 目次 第１章 総則（第１条・第２条） 第２章 任免等 第１節 採用等（第３条－第６条） 第２節 試験又は選考（第７条－<u>第１２条</u>） 第３節 教育訓練等（<u>第１３条・第１４条</u>） 第４節 服務の宣誓等（<u>第１５条－第１７条</u>） 第３章 服務、服装、敬礼等（<u>第１８条－第２７条</u>） 第４章 届出（<u>第２８条</u>） 第５章 雑則（<u>第２９条</u>） 附則 第１章 総則 （趣旨） 第１条 この訓令は、予備自衛官補の任免、服務、服装、諸届出の要領等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 法 自衛隊法をいう。 (2) 令 自衛隊法施行令をいう。	陸上自衛隊訓令第４７号 自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７５条の１０第１項並びに第７５条の１３において準用する同法第６９条第２項及び第３項、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第１０２条の１３において準用する同令第１０２条並びに自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第６条第４項、第２１条第１項、第２３条第３項、第２７条の２第１項及び第２項、第３６条、第５０条、第５６条並びに第９９条の規定に基づき、並びに自衛隊法を実施するため、予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令を次のように定める。 平成１３年１２月２８日 防衛庁長官 中谷 元 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令 目次 第１章 総則（第１条・第２条） 第２章 任免等 第１節 採用等（第３条－第６条） 第２節 試験又は選考（第７条－<u>第１１条</u>） 第３節 教育訓練等（<u>第１２条・第１３条</u>） 第４節 服務の宣誓等（<u>第１４条－第１６条</u>） 第３章 服務、服装、敬礼等（<u>第１７条－第２６条</u>） 第４章 届出（<u>第２７条</u>） 第５章 雑則（<u>第２８条</u>） 附則 第１章 総則 （趣旨） 第１条 この訓令は、予備自衛官補の任免、服務、服装、諸届出の要領等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 法 自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）をいう。 (2) 令 自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）をいう。

(3) 規則 自衛隊法施行規則をいう。

(4) 予備自衛官補（一般） 予備自衛官補（技能）以外の予備自衛官補をいう。

(5) 予備自衛官補（技能） 規則第21条第1項ただし書の規定により選考により採用する予備自衛官補をいう。

(6) 教育訓練部隊等 予備自衛官補の教育訓練を担当する部隊等をいう。

(7) 担当地方協力本部長 予備自衛官補が居住する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長をいう。

第2章 任免等

第1節 採用等

（採用の原則）

第3条 予備自衛官補（一般）は、陸上自衛官の階級を指定される予備自衛官となるべき教育訓練を受ける者として採用するものとする。

2 予備自衛官補（技能）は、陸上自衛官又は海上自衛官の階級を指定される予備自衛官となるべき教育訓練を受ける者として採用するものとする。

（採用の方法）

第4条 予備自衛官補（一般）の採用は、予備自衛官補採用試験に合格した者の中から行う。

2 陸上自衛隊の予備自衛官補（技能）の採用にあつては陸上幕僚長が、海上自衛隊の予備自衛官補（技能）の採用にあつては海上幕僚長がそれぞれ定めるところにより選考により行う。

（応募資格）

第5条 予備自衛官補に応募することができる者は、日本の国籍を有する者（現に常勤の隊員、法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官又は即応予備自衛官である者及び自衛官であつた者で自衛官としての勤務期間が1年以上である者（自衛官候補生から引き続き自衛官となつた者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と当該自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年以上であるもの）を除く。）で、採用予定日において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める年齢の者とする。

(1) 予備自衛官補（一般）にあつては、18歳以上34歳未満

(2) 予備自衛官補（技能）にあつては、次に掲げる特殊又は高度の技術及び知識を有する者の区分に応じてそれぞれ次に定める年齢の者

(3) 規則 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）をいう。

(4) 予備自衛官補（一般） 予備自衛官補（技能）以外の予備自衛官補をいう。

(5) 予備自衛官補（技能） 規則第21条第1項ただし書の規定により選考により採用する予備自衛官補をいう。

(6) 教育訓練部隊等 予備自衛官補の教育訓練を担当する部隊等をいう。

(7) 担当地方協力本部長 予備自衛官補の現住所の属する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長をいう。

第2章 任免等

第1節 採用等

（採用の原則）

第3条 予備自衛官補は陸上自衛官の階級を指定される予備自衛官となるべき教育訓練を受ける者として採用するものとする。

（採用の方法）

第4条 予備自衛官補（一般）の採用は、予備自衛官補試験に合格した者の中から行う。

2 予備自衛官補（技能）の採用は、陸上幕僚長が定めるところにより選考により行う。

（応募資格）

第5条 予備自衛官補に応募することができる者は、日本の国籍を有する者（現に常勤の隊員、法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官若しくは即応予備自衛官である者又は自衛官であつた者で自衛官としての勤務期間が1年以上である者（自衛官候補生から引き続き自衛官となつた者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年以上であるもの）を除く。）で、採用予定日において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める年齢の者とする。

(1) 予備自衛官補（一般）にあつては、18歳以上34歳未満

(2) 予備自衛官補（技能）にあつては、次に掲げる特殊又は高度の技術及び知識を有する者の区分に応じてそれぞれ次に定める年齢の者

ア 医師又は歯科医師であって、医師又は歯科医師としての経験年数が12年以上の者
36歳以上55歳未満

イ 1級海技士（航海）の資格についての免許を有する船員であって、船員としての経験年数が12年以上の者 35歳以上55歳未満

ウ 看護師、救急救命士又は自動車整備士である者 18歳以上53歳未満

エ アからウまでに準ずる者として陸上幕僚長及び海上幕僚長がそれぞれ定める者 18歳以上55歳未満の範囲内において陸上幕僚長及び海上幕僚長がそれぞれ定める年齢

（志願手続）

第6条 予備自衛官補を志願する者（次節において「志願者」という。）は、別記様式第1による予備自衛官補志願票を担当地方協力本部長に提出するものとする。

第2節 試験又は選考

（採用試験又は選考の方法）

第7条 予備自衛官補（一般）の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査とする。

2 予備自衛官補（技能）の選考の方法は、小論文試験、身体検査、口述試験及び適性検査とする。

（筆記試験）

第8条 筆記試験は、志願者が予備自衛官補（一般）として必要な学力を有しているか否かを判定するために行い、当該筆記試験の科目及び程度については、2等陸士を採用するための筆記試験の科目及び程度に準じて陸上幕僚長が定めるものとする。

（小論文試験）

第9条 小論文試験は、志願者が予備自衛官補（技能）として必要な素養を有しているか否かを判定するために行う。

（身体検査）

第10条 身体検査は、志願者が予備自衛官補として必要な身体的条件を具備しているか否かを判定するため、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）に定めるところにより行う。

（口述試験及び適性検査）

ア 医師又は歯科医師である者（医師又は歯科医師としての経験年数が10年以上の者に限る。） 34歳以上55歳未満

イ 看護師、救急救命士又は自動車整備士である者 18歳以上53歳未満

ウ ア又はイに準ずる者として陸上幕僚長が定める者 18歳以上55歳未満で陸上幕僚長が定める年齢

（志願手続）

第6条 予備自衛官補を志願する者（次節において「志願者」という。）は、予備自衛官補志願票（別記様式第1）を担当地方協力本部長に提出するものとする。

第2節 試験又は選考

（試験又は選考の方法）

第7条 予備自衛官補（一般）の試験の方法は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査とする。

2 予備自衛官補（技能）の選考の方法は、小論文試験、身体検査、口述試験及び適性検査とする。

（筆記試験）

第8条 予備自衛官補（一般）の筆記試験は、志願者が必要な学力を有しているか否かを判定するため行うものとし、その科目及び程度については、2等陸士を採用するための筆記試験の科目及び程度に準じて陸上幕僚長が定めるものとする。

（小論文試験）

第9条 予備自衛官補（技能）の小論文試験は、志願者が予備自衛官補として必要な素養を有しているか否かを判定するために行う。

（身体検査）

第10条 身体検査は、志願者が予備自衛官補として必要な身体的条件を具備しているか否かを判定するため、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）に定めるところにより行う。

（口述試験等）

第 1 1 条 口述試験及び適性検査は、志願者が予備自衛官補として必要な適性を有しているか否かを判定するために行う。

(採用試験及び選考の実施)

第 1 2 条 予備自衛官補（一般）の採用試験は、陸上幕僚長の定める者が行うものとする。

2 陸上自衛隊の予備自衛官補（技能）の選考にあつては陸上幕僚長の定める者が、海上自衛隊の予備自衛官補（技能）の選考にあつては海上幕僚長の定める者がそれぞれ行うものとする。

第 3 節 教育訓練等

(教育訓練)

第 1 3 条 陸上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練の実施に関して必要な事項は、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 3 8 年陸上自衛隊訓令第 1 0 号）に定めるところによる。

2 海上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練の実施に関して必要な事項は、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 4 2 年海上自衛隊訓令第 4 号）に定めるところによる。

(教育訓練修了期限及びその延長)

第 1 4 条 法第 7 5 条の 1 0 第 1 項に規定する防衛大臣の定める期限は、予備自衛官補（一般）にあつては採用の日から起算して 3 年に達する日とし、予備自衛官補（技能）にあつては採用日から起算して 2 年に達する日とする。

2 法第 7 5 条の 1 0 第 1 項ただし書に規定する委任を受けた者は、担当地方協力本部長とする。

3 法第 7 5 条の 1 0 第 1 項ただし書に規定する 1 年以内に修了する見込みがあると認める予備自衛官補は、予備自衛官補（一般）であつて、次のいずれにも該当すると見込まれる者とする。

(1) 心身の故障その他の事由により教育訓練招集命令が取消又は変更されたため、第 1 項に規定する教育訓練修了期限において、教育訓練招集に应ずべき残日数が 1 0 日以下であるもの

(2) その者の教育訓練の修得状況等から、延長後の期間内に教育訓練の修了が十分に可能であると判断されるもの

4 第 1 項の規定による教育訓練修了期限において教育訓練を修了することができないと見込まれる予備自衛官補（一般）が、前項各号のいずれにも該当する場合であつて、次項の規定による教育訓練修了期限の延長を申請したときは、

第 1 1 条 口述試験及び適性検査は、志願者が予備自衛官補として必要な適性を有しているか否かを判定するために行う。

第 3 節 教育訓練等

(教育訓練)

第 1 2 条 予備自衛官補の教育訓練の実施に関して必要な事項は、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 3 8 年陸上自衛隊訓令第 1 0 号）に定めるところによる。

(教育訓練修了期限及びその延長)

第 1 3 条 法第 7 5 条の 1 0 第 1 項に規定する「防衛大臣の定める期限」は、予備自衛官補（一般）にあつては採用日から起算して 3 年に達する日とし、予備自衛官補（技能）にあつては採用日から起算して 2 年に達する日とする。

2 法第 7 5 条の 1 0 第 1 項ただし書に規定する「委任を受けた者」は、担当地方協力本部長とする。

3 法第 7 5 条の 1 0 第 1 項ただし書に規定する「一年以内に修了する見込みがあると認める場合」は、予備自衛官補（一般）が次の各号のいずれにも該当すると見込まれる場合とする。

(1) 心身の故障その他の事由により教育訓練招集命令が取消又は変更されたため、第 1 項に規定する教育訓練修了期限において、教育訓練招集に应ずべき残日数が 1 0 日以下の場合

(2) その者の教育訓練の修得状況等から、延長後の期間内に教育訓練の修了が十分に可能であると判断される場合

4 第 1 項に規定する教育訓練修了期限において教育訓練を修了することができないと見込まれる予備自衛官補（一般）が、前項各号のいずれにも該当する場合で、かつ、次項の規定による教育訓練修了期限の延長を申請した場合には、

当該期限を1年間（当該予備自衛官補（一般）が当該延長された期限内に規則第33条第1項に規定する年齢に達する場合にあっては、当該年齢に達する日の前日までの期間）延長するものとする。

- 5 教育訓練修了期限の延長を希望する予備自衛官補（一般）は、別記様式第2による教育訓練修了期限延長申請書を教育訓練修了期限の2月前までに担当地方協力本部長に提出するものとする。ただし、教育訓練招集により出頭した予備自衛官補（一般）は、教育訓練修了期限延長申請書を教育訓練部隊等の長に提出することができる。
- 6 前項の教育訓練修了期限延長申請書を受理した教育訓練部隊等の長は、当該教育訓練修了期限延長申請書を担当地方協力本部長に速やかに送付しなければならない。
- 7 第5項の規定による教育訓練修了期限の延長の申請に係る担当地方協力本部長の承認又は不承認については、当該予備自衛官補（一般）に対し、別記様式第3による決定書を交付することにより通知するものとする。

第4節 服務の宣誓等

（服務の宣誓）

第15条 予備自衛官補の服務の宣誓は、規則第41条の3に規定する宣誓書に署名押印して担当地方協力本部長に送付することにより行うものとする。

（退職）

第16条 予備自衛官補の退職の手續に関しては、自衛官の例による。

（免職）

第17条 予備自衛官補が次のいずれかに該当し、予備自衛官補として引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合には、これを免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。
- (5) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (6) 予備自衛官補たるにふさわしくない行為のあったとき。
- (7) 現に常勤の隊員、法第44条の5第1項に

当該期限を1年間（当該予備自衛官補（一般）が当該延長された期限内に規則第33条第1項に規定する年齢に達する場合にあっては、当該年齢に達する日の前日までの期間）延長するものとする。

- 5 教育訓練修了期限の延長を希望する予備自衛官補（一般）は、教育訓練修了期限延長申請書（別記様式第2）をその教育訓練修了期限の2箇月前までに担当地方協力本部長に提出するものとする。ただし、教育訓練招集により出頭した予備自衛官補（一般）は、教育訓練修了期限延長申請書を教育訓練部隊等の長に提出することができる。
- 6 前項の教育訓練修了期限延長申請書を受理した教育訓練部隊等の長は、当該教育訓練修了期限延長申請書を担当地方協力本部長に速やかに送付しなければならない。
- 7 第5項の規定による教育訓練修了期限の延長の申請に係る担当地方協力本部長の承認又は不承認については、当該予備自衛官補（一般）に対し、決定書（別記様式第3）を交付することにより通知するものとする。

第4節 服務の宣誓等

（服務の宣誓）

第14条 予備自衛官補の服務の宣誓は、規則第41条の3に規定する宣誓書に署名押印して担当地方協力本部長に送付することにより行うものとする。

（退職）

第15条 予備自衛官補の退職の手續に関しては、自衛官の例による。

（免職）

第16条 予備自衛官補が次の各号のいずれかに該当し予備自衛官補として引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合には、これを免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。
- (5) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (6) 予備自衛官補たるにふさわしくない行為のあったとき。
- (7) 現に常勤の隊員、法第44条の5第1項に

規定する短時間勤務の官職を占める隊員又は予備自衛官となったとき。

- (8) その他法及びこれに基づく命令に違反したとき。

第3章 服務、服装、敬礼等 (服務)

第18条 教育訓練招集中の予備自衛官補の服務は、この章に定めるもののほか、自衛官の例による。

(居住場所)

第19条 教育訓練招集中の予備自衛官補は、教育訓練部隊等の長の指定する営舎その他の施設内に居住しなければならない。

(勤務時間)

第20条 教育訓練招集中の予備自衛官補の勤務時間は、教育訓練部隊等の日課によるものとし、日曜日及び土曜日にあっても平日どおりの日課とするほか、自衛官の勤務時間に準ずる。

(外出)

第21条 教育訓練招集中の陸上自衛隊の予備自衛官補の外出にあつては陸上幕僚長が、教育訓練招集中の海上自衛隊の予備自衛官補の外出にあつては海上幕僚長がそれぞれ定めるところによるほか、営舎内に居住する自衛官の例による。

(休暇)

第22条 教育訓練招集中の予備自衛官補（以下この項において「予備自衛官補」という。）には、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を与えるものとする。

- (1) 予備自衛官補が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (2) 予備自衛官補が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 予備自衛官補が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により指定の日時及び場所に出頭することが著しく困難であると認められる場

規定する短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官又は即応予備自衛官となったとき。

- (8) その他法及びこれに基づく命令に違反したとき。

第3章 服務、服装、敬礼等 (服務)

第17条 教育訓練招集中の予備自衛官補の服務は、この章に定めるもののほか、自衛官の例による。

(居住場所)

第18条 教育訓練招集中の予備自衛官補は、教育訓練部隊等の長の指定する営舎その他の施設内に居住しなければならない。

(勤務時間)

第19条 教育訓練招集中の予備自衛官補の勤務時間は、教育訓練部隊等の日課によるものとし、日曜日及び土曜日にあっても平日どおりの日課とするほか、自衛官の勤務時間に準ずる。

(外出)

第20条 教育訓練招集中の予備自衛官補の外出は、陸上幕僚長の定めるところによるほか、営舎内に居住する自衛官の例による。

(休暇)

第21条 教育訓練招集中の予備自衛官補（以下この項において「予備自衛官補」という。）には、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を与える。

- (1) 予備自衛官補が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (2) 予備自衛官補が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 予備自衛官補が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により指定の日時及び場所に出頭することが著しく困難であると認められる場

合その他教育訓練部隊等の長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間
2 前項の休暇については、教育訓練部隊等の長の承認を受けなければならない。

(教育訓練招集中の成績評定)

第23条 教育訓練部隊等の長は、陸上自衛隊の予備自衛官補にあつては陸上幕僚長が、海上自衛隊の予備自衛官補にあつては海上幕僚長がそれぞれ定めるところにより、教育訓練招集中の予備自衛官補の勤務成績を評定するものとする。

(服装)

第24条 予備自衛官補は、法第75条の13において準用する法第69条の2第2項及び第3項の規定に基づき制服を着用する場合には、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）に定めるところに準じて各種の服装をするものとする。

(防衛大臣の定める行事)

第25条 法第75条の13において準用する法第69条の2第3項第2号に規定する防衛大臣の定める行事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 冠婚葬祭の行事
- (2) その他防衛大臣が特に指定する行事

(敬礼)

第26条 法第75条の13において準用する法第69条の2第2項及び第3項の規定に基づき制服を着用した予備自衛官補は、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）に定めるところにより敬礼を行うものとする。

(防衛功労章の着用)

第27条 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第30条及び自衛官服装規則第17条の規定は、予備自衛官補の防衛功労章の着用について準用する。

第4章 届出

(届出)

第28条 法第75条の13において準用する法第74条及び令第102条の13において準用する令第98条から第101条までの規定による届出その他の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる様式による届出を、届出事由の発生後、担当地方協力本部長

合その他教育訓練部隊等の長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間
2 前項の休暇については、教育訓練部隊等の長の承認を受けなければならない。

(教育訓練招集中の成績評定)

第22条 教育訓練部隊等の長は、陸上幕僚長の定めるところにより、教育訓練招集中の予備自衛官補の勤務成績を評定するものとする。

(服装)

第23条 予備自衛官補は、法第75条の13において準用する法第69条の2第2項及び第3項の規定に基づき制服を着用する場合には、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところに準じて各種の服装をするものとする。

(防衛大臣の定める行事)

第24条 法第75条の13において準用する法第69条の2第3項第2号に規定する防衛大臣の定める行事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 冠婚葬祭の行事
- (2) その他防衛大臣が特に指定する行事

(敬礼)

第25条 法第75条の13において準用する法第69条の2第2項及び第3項の規定に基づき制服を着用した予備自衛官補は、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）の定めるところにより敬礼を行うものとする。

(防衛功労章の着用)

第26条 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第30条及び自衛官服装規則第17条の規定は、予備自衛官補の防衛功労章の着用について準用する。

第4章 届出

(届出)

第27条 法第75条の13において準用する法第74条及び令第102条の13において準用する令第98条から第101条までの規定による届出その他の事項の届出は、次の表の区分による書式により、届出事由の発生後、担当地方協力本部長に対し令第102条の13において

に対し令第102条の13において準用する令第102条に規定する方法により速やかに行うものとする。ただし、担当地方協力本部長以外の地方協力本部長に対し行うことを妨げない。

住所変更届	別記様式第4
長期休養（心身障害）届	別記様式第5
招集連絡人指定（変更）届	別記様式第6
招集連絡人指定同意書	別記様式第7
死亡（所在不明）届	別記様式第8
欠格事由該当届	別記様式第9
長期旅行届	別記様式第10
改氏名届	別記様式第11

- 2 前項の届出を受領した担当地方協力本部長以外の地方協力本部長は、その都度速やかに当該届出を担当地方協力本部長に送付するものとする。

第5章 雑則 (委任規定)

第29条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上自衛隊の予備自衛官補にあっては陸上幕僚長が、海上自衛隊の予備自衛官補にあっては海上幕僚長がそれぞれ定める。ただし、募集に関するものは、陸上幕僚長が海上幕僚長と協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成28年5月18日から施行する。
- 2 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成13年陸上自衛隊訓令第47号）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の日から平成28年12月31日までの間に海上自衛隊の予備自衛官補（技能）を志願する者（以下この項において「志願者」という。）は、第6条の規定にかかわらず、別記様式第1による予備自衛官補志願票を当該志願者が居住する市区町村の区域を警備区域とする地方総監に提出するものとする。
- 4 この訓令の施行の日から平成28年12月31日までの間に陸上自衛隊の予備自衛官補を志願する者が、附則第2項の規定による廃止前の予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1による予備自衛官補志願票を提出した場合は、この訓令別記様式第1による予備自衛官補志願票を提出したものとみなす。

準用する令第102条に規定する方法により速やかに行うものとする。ただし、担当地方協力本部長以外の地方協力本部長に対し行うことを妨げない。

住所変更届	別記様式第4
長期休養（心身障害）届	別記様式第5
招集連絡人指定（変更）届	別記様式第6
招集連絡人指定同意書	別記様式第7
死亡（所在不明）届	別記様式第8
欠格事由該当届	別記様式第9
長期旅行届	別記様式第10
改氏名届	別記様式第11

- 2 前項の届け出を受領した担当地方協力本部長以外の地方協力本部長は、その都度速やかに当該届出を担当地方協力本部長に送付するものとする。

第5章 雑則 (委任規定)

第28条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

新規制定する防衛省訓令

別記様式第1（第6条関係）

予備自衛官補 志願票				予備	
ふりがな			写真	地方協力本部	
氏名			(1) 次のような写真を、その裏面に氏名及び募集種目を記入し、はがれないように貼ってください。 ・申込前6か月以内撮影 ・脱帽、上半身、正面向き ・縦4cm、横3cm程度 ・本人と確認できるもの (2) 写真をはっていない場合、又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受理しません。	受 験 番 号	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日 (募集要項で示す期日現在)	満 歳	年 月 日	指 定 試 験 場	
職 業			平成 年 月 撮影		
志願区分	一 般 ・ 技 能 (陸上・海上)				
技術区分等	予備自衛官補(技能)のみ記入		特 技		
	技術区分		資格免許		
	資格等の種類				
	資格取得年月日				
	資格番号等				
現住所	郵便番号 〒 ー マンション アパート名 まで記入				
	電話番号(携帯可) (ー) ー ー メールアドレス(連絡希望者)				
家族等連絡先	ふりがな 郵便番号 〒 ー 氏 名 住 所 電話番号(携帯可) (ー) ー ー				
応募資格に該当する学歴	予備自衛官補(技能)で技術区分「語学」を志願する者のみ記入 学校名 部 科 名 所在地(市町村名まで記入) 在学期間等(右欄は○で囲む) 年 月～ 年 月 卒業・卒業見込				
職 歴	予備自衛官補(技能)で技術区分「衛生甲」、「法務」、「語学」又は「船舶甲」、「船舶乙」を志願する者のみ記入 勤務先(部課まで) 職務内容 所在地(市町村名まで記入) 在職期間 年 月～ 年 月 古い順に 自家営業及 予備自衛隊員 を含め記入 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月				
自衛官経験者記入欄					
採 用		退 職			
年 月	所 属	年 月	最終階級	階 級	認 番
年 月	所 属	年 月	最終階級	階 級	認 番
私は、予備自衛官補(一般・技能)採用試験を受験したいので、申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。					
平成 年 月 日 氏名(自筆)					

注：記入上の注意
1 青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
2 右上の二重線内の「受付・指定試験場」欄には、記入しないでください。
3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

備考 用紙は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

廃止する陸上自衛隊訓令

別記様式第1（第6条関係）

予備自衛官補 志願票					
頭文字					
ふりがな			写 真	地方協力本部	
氏名	男 女		(1) 次のような写真を、その裏面に氏名及び募集種目を記入し、はがれないように貼ってください。 ・申込前6か月以内撮影 ・脱帽、上半身、正面向き ・縦4cm、横3cm程度 ・本人と確認できるもの (2) 写真をはっていない場合、又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受理しません。	受 験 番 号	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	満 歳	年 月 撮影	指 定 試 験 場	
志願区分	予備自衛官補(一般)		予備自衛官補(技能)		
技術区分等	技術区分		資格等の種類		
(予備自衛官補(技能)のみ)	資格取得年月日		資格番号等		
希望試験場					
ふりがな	郵便番号 ー				
現住所	方 電話番号(携帯可) (ー) ー メールアドレス(連絡希望者)				
ふりがな	氏名 続柄 住所 方				
家族等連絡先	電話番号 (ー) ー 郵便番号 ー				
応募資格に該当する学歴	学 校 名	部 科 名	所在地(市町村名まで記入)	在 学 期 間	修学区分(○)
	年 月～ 年 月	卒 ・ 卒業見込			
職 歴	予備自衛官補(技能)で技術区分「語学」を志願する者のみ記入 勤務先(部課まで) 職務内容 所在地(市町村名まで記入) 在 職 期 間 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月				
(予備自衛官補(技能)で技術区分「衛生甲」又は「語学」を志願する者のみ記入)					
自 衛 官 経 験 者 記 入 欄					
採 用		退 職			
年 月	所 属	年 月	最終所属	階 級	認 番
年 月	所 属	年 月	最終所属	階 級	認 番
私は、予備自衛官補(一般・技能)採用試験を受験したいので申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。 平成 年 月 日 氏名(自筆)					

注：記入上の注意
1 青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
2 二重線内は、記入しないでください。
3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

備考 用紙は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

※別記様式第2から別記様式第11までは大幅な変更なし